

## 藤沢市教育委員会定例会（1月）会議録

日 時 2012年（平成24年）1月12日（木）  
午後3時  
場 所 森谷産業旭ビル 4階第1会議室

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 その他
  - (1) 図書館資料の長期延滞者に対する利用制限について
  - (2) 教育施設における放射線量測定結果について
- 5 閉会

## 出席委員

1 番 佐々木 柿 己  
2 番 赤 見 恵 司  
3 番 阪 井 祐基子  
4 番 小 澤 一 成  
5 番 藤 崎 育 子

## 出席事務局職員

教 育 次 長	山 田 泰 造	生 涯 学 習 部 長	伊 勢 田 実
教 育 総 務 部 長	村 岡 泰 孝	生 涯 学 習 課 長	鈴 木 達 也
教 育 総 務 部 担 当 部 長	桑 山 光 生	生 涯 学 習 部 参 事	稲 垣 一 彦
教 育 総 務 部 参 事	中 島 徳 幸	生 涯 学 習 部 参 事	神 尾 哲
教 育 総 務 部 参 事	土 居 秀 彰	総 合 市 民 図 書 館 長	内 藤 彰
教 育 総 務 部 参 事	嶋 村 和 三	教 育 総 務 部 参 事	吉 田 早 苗
学 務 保 健 課 長	吉 住 潤	教 育 総 務 課 主 幹	須 田 朗
教 育 総 務 課 主 幹	高 塚 登 美 雄	教 育 指 導 課 主 幹	岡 滝 男
学 校 施 設 課 主 幹	高 橋 幹 弘	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	村 越 恭 子
教 育 指 導 課 指 導 主 事	笹 原 信 吾	生 涯 学 習 課 課 長 補 佐	斎 藤 隆 久
書 記	中 川 あをい		

午後 3 時 開会

小澤委員長 ただいまから、藤沢市教育委員会 1 月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小澤委員長 日程に入ります前に臨時に書記を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、書記につきましては藤沢市教育委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、委員長が事務局職員中より教育長の推薦する者を指名することとなっておりますので、佐々木教育長にその推薦をお願いいたします。

佐々木委員 藤沢市教育委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、藤沢市教育委員会の書記に教育総務部教育総務課の中川あをい課長補佐を推薦いたします。

小澤委員長 それでは、ただいま教育長から推薦がありました教育総務部教育総務課の中川課長補佐を臨時に書記に指名します。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小澤委員長 それでは、本日の会議録署名委員を決定いたします。

本日の会議録に署名する委員は、1 番佐々木委員、2 番赤見委員をお願いしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは本日の会議録に署名する委員は、1 番佐々木委員、2 番赤見委員をお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小澤委員長 次に、前回会議録の確認をいたします。何かありますか。

特にないようですので、このとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、このとおり了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小澤委員長 それでは、その他に入ります。

(1) 図書館資料の長期延滞者に対する利用制限について、事務局の説明を求めます。

内藤総合市民図書館長 それでは、図書館資料の長期延滞者に対する利用制限についてご説明いたします。

まず、件名は「利用制限」と表記しており、長期延滞者に対する「罰則」や「ペナルティー」という言葉はあえて使わず、「利用制限」という

言葉を使わせていただきました。これは、罰則やペナルティーという観点でこの運用を考えているのではなく、市民の方にマナーを守っていただく、ルールを守っていただく、資料の公平な利用の維持促進を図りたいという観点で提出を考えたものでございます。基本的に、図書館は利用については大変エネルギーを注いでおります。しかし、督促や罰則については、極めて慎重に行いたいというのが考え方でございます。この葉書が図書館の督促状ですが、文面を見ますと、「保護者の方へ」という文が記載されております。「督促をしますと、何人かの子どもたちが図書館に姿を見せなくなってしまう。返却のマナーをお教えるうえ、引き続き図書館に送り出してあげてください。本と子どもが図書館に戻ってくるのが図書館の願いです」という督促状の文面になっているぐらいです。ですから、図書館としては一人でも多くの子ども、一人でも多くの市民に本を読んでもらう、そういう機会を作り続けていきたいと思っております。そうは言っても延滞については、それなりの措置が必要との認識も持っており、現在特に悪質な長期延滞者に限って個別に利用制限を実施しております。今回は、図書館の利用制限を一定期間の長期延滞者に自動的に適用するということが大きなポイントです。長期延滞を縮減するにはかなりの労力、手間暇がかかるため、今回コンピューターシステムを改造してその労力を圧縮していくように考えたものでございます。まず目的ですが、先ほど申しあげましたとおり、図書館利用者への速やかな資料の提供を図り、予約サービスの向上を図ると書いてあります。現在、この予約サービスは延滞資料が多いために支障が出てきております。予約サービスというのは、市民の求める資料を提供するという公立図書館の本質的な機能をそのまま形に表したサービスで、図書館に来て読みたい本、調べたい本、それが棚に見当たらない場合は予約をすることができます。その本が戻ったり、あるいは他の図書館から借用したりして提供していく。基本的には国立国会図書館からも借用ができますので、日本国内の出版物であれば図書館ですべての本が読めるという、理念的にはそういったつくりになっております。この予約サービスの量が非常に増えており、この5年間で1.5倍ぐらいに増えています。統計的に言いますと、藤沢市民一人当たりが年間1.9冊、2冊弱の本を予約しています。図書館利用者に限って言いますと、年間7冊近くの予約をしています。最近の苦情では、予約したのになかなか順番が回ってこないというものが大変多くなっています。それは何も流行のベストセラーだけでなく、例えばこのあと放射能の報告がありますが、放射能についてマスコミやネットで発言されている研究者の著作が読みたいということで図書館に来て、貸出中で棚にはないので予約をしてくださ

いということになります。少し話題になっただけで、すぐ10件、20件という予約が入ってまいります。私どもの予約システムは、ホームページで予約の順番が10番なのか5番なのか3番なのか、すぐに分かるようになっております。

そうすると貸出期間が2週間ですので、2週間経てば予約の順番が一つずつ上がっていきます。1番になったのに動きません、1ヶ月経ったのに順番が変わりません、どうなっているのでしょうかといった苦情が最近非常に増えております。ですから、予約サービスをきちんと行うためには延滞をされては困るので、資料回転を速めたいということから、今回の利用制限に踏み切るものです。具体的な内容は、4週間以上の長期延滞者に利用制限をかけてまいります。内容は、貸出の停止と予約サービスの停止ということになります。従来は、督促は30日過ぎたもの、60日過ぎたものとかかなり長かったのですが、これを改めまして2週間、4週間、さらに最近は予約が出ていて延滞になったものには、メールアドレスのある方にはメールでの督促を出しております。なるべく郵送料をかけずに、メールを使って予約を待っている方がいらっしゃるので早くお返しくださいという形で行っております。それを、今回は拡大するとご理解いただければよろしいかと思っております。周知方法につきましては、3月の中旬を目指して準備を進めておりますが、システムの改善、検証を行い、多少の微調整もあろうかと思われますので、何月何日からということはこの段階で明確に申しあげることにはできません。利用制限に関する他市の状況でございますが、次のページにまいりまして、県内で実施しているのは、横浜、川崎、鎌倉、小田原、逗子、相模原、厚木、南足柄、こういったところが実施しております。フェイストゥフェイスの小さな図書館ですとほとんどが口頭で、遅れているので返してくださいといった形で終わるのですが、大きなところだと、どうしても長期延滞者が増えてまいります。督促状などで対策は取っておりますが、先ほども子どもの延滞のお話をいたしました。窓口としては日常的に起こることですが、督促をすともう本を借りるのはやめなさいと保護者から言われて、ベソをかいたりするとスタッフがなだめて、次から気をつけてくだされば結構ですから利用を継続してください、と保護者の方にもお願いしているところです。あくまでも、罰則やペナルティーを利用者に課すということではなく、マナーの向上と本の回転率を高めて、予約サービスをきちんと行っていきたいという観点から作った運用ですので、どうぞよろしく願いいたします。

小澤委員長

事務局の説明が終わりましたが、ただいまの説明についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

阪井委員 日ごろより子どもたちの読書の推進、そして市民の皆さまの利用向上について、ご努力いただいていることに感謝申し上げます。質問させていただきたいのは、市の図書館の蔵書数とどのぐらいの割合で延滞者がいらっしゃるのかを具体的に数字で教えていただければと思います。

内藤総合市民図書館長 蔵書数は、約 140 万から 150 万冊です。また、実際に延滞されている方は平成 22 年度で言いますと、実際に督促をした件数ということになります。38,346 件です。蔵書を 150 万冊と考えますと、そのうち 38,346 件ですから、これが焦げ付いた不良債権というのでしょうか。そのようになります。

藤崎委員 蔵書の紛失は、この延滞数の中に含まれているのでしょうか。統計の取り方が難しいとは思いますが、状況を教えてください。

内藤総合市民図書館長 紛失数というのは、棚卸しをして本来在庫としてあるものがその棚になかったというもので、一番大きな理由は盗まれてしまったということになります。きちんとした統計は持ち合わせておりませんが、盗難防止装置がつく前は、平均すると 4 館で毎年 9,000 件ぐらい出ていると思います。現在は盗難防止装置が入っておりますので、各館で 200～300 冊ぐらい、4 館です。1,000 冊弱ぐらいのところで止まっているものと思います。長期の延滞によって、不良債権と同じですから銀行と同じように最終的に除籍ということになるかと思いますが、それは年間で 1,000 冊ぐらいだったと思います。

藤崎委員 教育的な配慮もされたこのような対応は、いろいろな面で良いと思います。

赤見委員 3 点ほど教えていただきたいのですが、まず 1 点目が先ほど延滞したときの子どもの例を挙げてお話しいただきましたけれども、利用者の年齢別構成をお分かりになれば教えていただきたい。2 点目が今までの 30 日と 60 日の 2 回の督促から、今後は 2 週間と 4 週間に変わることですが、4 週間経って利用制限が行われた後はどうなるのでしょうか。例えば、利用制限されたのだから、もう行かないし返さない。そのようなことも危惧されると思いますが、利用制限が行われた後の見通しを教えてください。3 点目が他市で利用制限が行われている実施状況について、具体的に教えていただきたいと思います。

内藤総合市民図書館長 年齢別の構成ですが、子どもの利用について申し上げますと、かつては私どもの公立図書館も半分ぐらいが子どもの利用だったと思います。いまのところ少子高齢化等いろいろなことがありまして、その時よりも若干落ちていて、3 割から 4 割ぐらいかと思います。最近増えているのは高齢者、特に 60 歳以上のリタイアされた層の方達が図書館の主

な利用者になっているように思います。昔はお子さん連れと若いお母さんが主力だったものが、現在は定年退職された 60、70 代、あるいは 50 代ぐらいのビジネスマンの方だとか現役の方の利用も最近は増えてきつつあります。ですから、世代的には満遍なくというように思っております。2 点目の利用制限をかけて返ってこなかったもの、それについてどうするのかといったお尋ねかと思えます。図書館はだいたい利用者性善説なのですが、まれに利用制限をしても返さないということがあられるかもしれません。現状でも何回もお宅に電話し、ハガキを出し、実際に職員が出向き玄関をたたいてポストに入れるなど、何度も何度も足を運んで、そういった悪質なケースには個別に対応しておりますので、今後もこの利用制限で解決しない場合には、個別に対応していきたいと考えております。3 点目の他市の実施状況は、県内ではこれぐらいなのですが、全国的には大きな図書館ほど何らかの形で利用制限をかけているかと思えます。ただ、全国 3,000 館ぐらい公立図書館がありますが、罰金や延滞金などのお金を取る罰則を実施しているところはないようです。お金をかけずに利用制限をかけることで効果が上がっていくということで、利用制限に踏み切りだした大規模図書館は全国にたくさんあります。

赤見委員

利用者の年齢別構成はかなり把握されているようですが、それに伴い延滞している方の比率といたしましうか、お子さんが多いのか高齢者が多いのか教えていただきたいということと、他市で利用制限を行ってから図書の返却が進んだのかどうか、その辺りの効果を教えていただきたいと思えます。

内藤総合市民図書館長 利用者層の年齢別分析はシステムでできるのですが、延滞した方の年齢はダイレクトに出ませんので残念ながら把握しておりません。

それから、利用制限をすることによる効果ですが、近隣自治体から聞いた範囲では効果はあるということで、図書資料が流れ出している聞いております。

阪井委員

藤沢市以外でも他の図書館から本を借りて予約をすることができるというご説明をいただきましたが、実際に、藤沢市の図書館が他市もしくは国会図書館などから借りているというケースは、年間どれぐらいのパーセントであるのでしょうか。また、その中で延滞をしているというような状況があれば教えていただきたいのですが。

内藤総合市民図書館長 藤沢市の図書館が他の図書館から借りている本は、年間約 1 万冊です。予約全体が約 75 万冊ですので、そのうち 1 万冊はあいにく私どもで所蔵せず、他市の図書館あるいは市内の大学の図書館から取り寄せた図書ということになります。残りは貸し出し中の図書に対して、予約

システムで待ち受けをして提供したものでございます。ですから、ほとんどが貸し出したものが返却された時点で確保するとなっておりますが、その中で延滞があつて予約の提供がどのくらい遅れたかという統計は、申し訳ございませんが把握しておりません。

阪井委員 市内だけの迷惑ではなく、他市や他の大学にもご迷惑を掛けるような事にもなりうる延滞に対して、このような利用制限を設けられるのは良いと感じました。

小澤委員長 ルール、マナーを守ることを押しつけるのは大変難しく大変な作業ですが、今後とも続けていただきたいと思います。

他に何かございませんか。

特にないようですので、了承することといたします。

×××

小澤委員長 次に、(2)教育施設における放射線量の測定結果について、事務局の説明を求めます。

中島教育総務部参事 それでは私からその他の2点目、教育施設における放射線量の測定結果について、ご報告いたします。資料の3ページをご覧ください。本市では、福島第一原子力発電所の事故以来、また昨年6月以来、学校等の空間放射線量測定を実施してまいりましたが、10月に環境省及び文部科学省から新たな指針が出され、庁内関係各課で検討した結果、市民の皆さまの安全性と安心をより高めるために、除染基準を国の基準より厳しい地上5センチメートルで1時間当たりの放射線量が0.19マイクロシーベルトを超えた場合は除染を行うことといたしました。測定場所は市内55校をはじめ、保育園36施設、382ヶ所の公園緑地などで、12月初旬から再測定並びに除染作業を実施いたしました。国のガイドラインで定めます、地表から1メートルの高さでの周囲より毎時1マイクロシーベルト以上高いという数値は出ておりませんが、市独自に定めました基準値を超える数値が雨樋の下や樹木の根元付近など、いわゆるマイクロスポットと呼ばれる箇所で見出されており、基準値を超えた場所におきましては地表の土をはぎ取って袋に入れ、地中に埋設するなどの処置を行っております。なお除染後の数値は、すべて本市独自基準値以下となっております。資料に記載はございませんが、学校給食や保育園給食の食材検査につきましては、昨年7月から月1回、11月下旬から週1回実施してまいりましたが、保護者の皆さんの不安を払拭するため、1月から食材の単品検査を週4回、1週間分の給食をミキサーにかける検査を含め、昨日11日から実施しております。この検査結果で40ベクレルを超える食材につきましては、今後、藤沢市独自に使用制限を行ってまいりたいと考えております。それで

は、学校並びに生涯学習施設の放射線測定につきましては、それぞれの担当課からご説明させていただきます。

嶋村教育総務部参事　それでは、市立小中特別支援学校の放射線量測定及び除染結果につきましてご説明いたします。資料の4ページ、5ページをご覧ください。学校敷地内の放射線量測定につきましては、小中特別支援学校55校の局所的に放射線量が高いと想定される校舎、調理場、体育館の雨樋の下、雨水升、側溝、砂場、堆肥置き場を昨年12月5日から13日にかけて、教育委員会職員により実施いたしました。測定結果につきましては、学校によって測定箇所数が異なりますが、小学校35校341ヶ所、中学校19校167ヶ所、特別支援学校1校16ヶ所、合計55校524ヶ所を実施し、最小測定値毎時0.03マイクロシーベルト、最大測定値毎時0.52マイクロシーベルトでした。測定結果に基づき、本市の除染独自基準であります地上5センチメートルで毎時0.19マイクロシーベルトを超えた小学校23校42ヶ所、中学校10校17ヶ所、合計33校59ヶ所につきましては12月7日から26日までに除染を終え、全地点で毎時0.19マイクロシーベルト以下となっております。なお、除染作業につきましては学校関係者の立ち会いの下、表土15から30センチメートル程度をすき取り、二重のビニール袋に梱包し、学校敷地内に埋め置きする暫定措置をとりました。以上で学校についての説明を終わります。

鈴木生涯学習課長　続きまして、生涯学習部内の放射線量の測定結果につきましてご説明いたします。6ページ及び7ページをご覧ください。総合市民図書館をはじめとした生涯学習部内の12施設の放射線量測定につきましては、各施設の玄関、出入口等の市民の往来量が多い場所を中心に、その他雨樋、排水溝等、いわゆるマイクロスポットと呼ばれる地点につきまして、概ね各施設5ヶ所程度を測定いたしました。測定につきましては、12月6日から8日の間に生涯学習部職員により実施いたしました。測定結果につきましては1ヶ所、南市民図書館の出入口雨樋下におきまして、基準値を上回る毎時0.246マイクロシーベルトが検出されましたが、他の施設、場所につきましては基準値以下でございました。基準値を上回った地点での除染作業につきましては、生涯学習課、総合市民図書館、南市民図書館の職員にて当該場所の表土20センチメートル程度をすき取り、二重のビニール袋に梱包し、南市民図書館敷地内に埋め置きする措置をとりました。なお除染後の測定値は、0.082マイクロシーベルトとなっております。以上でございます。

小澤委員長　事務局の説明が終わりましたが、ただいまの説明についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

阪井委員 日ごろより、除染に対して活動していただいていることに感謝いたします。大変な作業だと思います。今回の福島の放射能汚染に伴っては放射能が風に乗り、結果的に藤沢市の地上に出ているものと推測いたしますが、風向などにより汚染されるであろうと言えるような地図の作成はされているのでしょうか。また、学校の出入口すべてではなく、東側入口など限定されるように見えますが、場所の選定につきましては建物等で風向を考慮して測定されているのでしょうか。測定地点に基準などがありましたら教えてください。

中島教育総務部参事 測定場所及び除染場所についてのご質問ですが、これは原子力災害対策本部から平成 23 年 7 月 15 日付けで、福島県内における生活圏の清掃活動（除染に関する基本的な考え方）というものが出されております。福島県内で実証実験を行った結果でございますが、放射性物質が溜まりやすい場所、雨樋の下や落ち葉の下など具体的に例示し、そういったところを中心に清掃活動、除染活動をしてくださいといった通知がございました。本市といたしましても、基本的にはこの通知に添って除染作業を進めております。また学校内では、学校施設課職員と校長、教頭の管理職で高そうな場所を選定し、測定を行ったということでございます。

阪井委員 学校や公共の場所に子どもを出向させるときに、ご家庭では心配なこともあるかと思えます。そのような基準に基づいた調査をし、除染されていることをお聞きし安心いたしました。

藤崎委員 この報告書ですが、学校は教育施設ということで最小、最大ですとか除染前、除染後といった数値の記載がありますが、生涯学習部内施設にはありません。標記を学校と統一されたらよろしいのかと思ったのですが、いかがでしょうか。また、測定の仕方に違いがあるのかどうか、教えてください。

斎藤生涯学習課課長補佐 今回添付いたしました資料につきましては、12 月 28 日付けで災害対策課の市内保育園、福祉施設、労働会館等他施設を含めましたホームページの公開に合わせて作らせていただいております。11 月に記者発表を行い、13 地区の市民センター公民館から市民の皆さまに測定器の貸し出しを開始すると同時に、可能な限り職員の手で測定するというのですが、学校は以前から測定をしておりましたが、生涯学習施設は初めて出したものです。この表につきましては今回添付してはおりませんが、その他まちづくり推進部の都市公園施設、保育園等に準じた形で同じように作っておりますので、先行して測定していた学校の方が数が非常に多くなっており、特にホームページに載せきれない部分を最小値、最大値と集約した形になっていると聞いております。生涯学習施設のように 1 施設約 5 ヶ所の明示

につきましては、すべて掲示をしている状況になっておりますのでご理解  
いただきたいと思います。また、今回の添付資料以外では、先ほど申しあ  
げましたとおり教育委員会以外の部門の施設、特に生涯学習部関連では、  
まちづくり推進部まちづくりみどり推進課が管理する都市公園、こちらに  
は秋葉台公園や八部公園のスポーツ施設、それから文化施設といたしまし  
ては、新林公園内の古民家等を測定した記録もホームページ上で公開して  
おりますので、いずれも数値につきましては基準値以下であったという報  
告を受けております。

藤崎委員 除染はもちろん、このような調査結果の発表も大変な作業かと思いま  
す。ただ、これから先どのような影響が出てくるか分からないので、不安  
に思っている市民の方もたくさんいらっしゃると思います。例えば除染前、  
除染後ですとか、あまり詳しくというところまでとはいきませんが、こう  
いった結果などを工夫して見ていただけるように、公表していただければ  
と思います。

中島教育総務部参事 先ほど阪井委員からご質問のありました、汚染地図の関係でござ  
います。時期ははっきりしないのですが、既に文部科学省から関東一円、  
神奈川県内の汚染地図もヘリコプターの調査によって出ておりますので、  
本市独自で地図を作成するという事は現在のところございません。

小澤委員長 他に何かございませんか。  
特にないようですので、了承することといたします。  
以上で、本日予定しておりました公開により審議する案件は、すべて  
終了いたしました。

÷÷÷

小澤委員長 ここで事務局から発言を求められておりますので、これを許可いたし  
ます。

吉田教育総務部参事 それでは、平成 23 年度第 2 回八ヶ岳ふれあいキャンプが行われまし  
たので、その結果について報告をさせていただきます。

八ヶ岳ふれあいキャンプにつきましては、前回もご説明いたしました  
とおり、不登校や学校を休みがちな児童生徒を対象として、藤沢市八ヶ岳  
野外体験教室の自然を生かした野外活動の体験をとおして、集団活動や集  
団活動への適応といったことを目途に学校復帰に向けた支援を行うため、  
今年度から実施をしております。今回は第 2 回目となりましたが、1 月 5  
日から 7 日まで、2 泊 3 日で行いました。参加児童生徒は、7 名でござい  
ます。引率、指導スタッフにつきましては、教育指導課指導主事、スクー  
ルカウンセラー、藤沢市八ヶ岳野外体験教室室長、職員及び指導員、付き  
添い看護師、学生ボランティアの皆さままでございます。また、藤崎教育委

員にも活動にご参加いただきました。3日間の主な活動といたしましては、そば、ほうとう作り、雪遊び、キャンドルファイアー等を行い、その成果といたしましては子どもたちの活動する姿、表情、そういったところから集団生活をとおして自己肯定感や自信といったものを身につけ、集団生活において互いに助け合い、自分自身の関わりのあり方などを考えて過ごす中で、コミュニケーション能力や行動力を身につけられたと考えております。また、帰りのバスの中では子どもたちがそのコミュニケーション能力を勝ち得た成果といたしまして、お互いに再会を約束し、また来年も来たいねといった会話が交わされたということ、参加した指導主事からも聞いております。毎年行われれば良いと我々も思っておりますが、やはり課題もございまして、大きくは4点を考えております。1つ目は、参加した子どもたちが抱えている問題がさまざまであり、キャンプに対する適応能力にもいろいろな状況が生じると考えております。個々の児童生徒の能力に適した指導、支援といったものをさらに考えていく必要があるということ。2つ目といたしましては、不登校や学校を休みがちな児童生徒にとっては、八ヶ岳で実施するキャンプまでに段階的にプログラムを計画して、徐々に参加できる体制を作っていく必要があること。3点目については、キャンプ実施後の学校復帰に向けた継続的な、効果的な支援をどのように行っていくかということの検討の必要性。そして4点目ですが、学校に対する効果的な情報提供のあり方です。学校側から学校を休みがちな児童生徒、不登校の児童生徒を対象として、保護者等に情報提供することが難しいという声が挙がっておりますので、どのような形で情報提供を行うのが良いのか今後も考えて行かなければならないと思っております。とは言いまして、第1回目の夏のバージョン、第2回目の冬のバージョンで得ました結果を、これからの不登校児童生徒の支援のために検討していく材料にしてまいりたいと考えております。以上、平成23年度第2回八ヶ岳ふれあいキャンプについての報告をさせていただきました。

小澤委員長

ただいまの発言に対し、ご意見、ご質問のある方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

藤崎委員

私も3日間、八ヶ岳ふれあいキャンプに参加させていただきました。改めて教育施設としての八ヶ岳の価値を再認識させていただきました。不登校の子どもたちに一番必要なのは、自己評価が上がっていくこと、自信を回復するということなのですが、八ヶ岳の寒い中で始めは寒さに負けていた子どもたちが、最後はソリに乗って帰りたくないと言うまで、地元の子どものようになったたくましい姿を目にしました。と同時に、教育施設としての効果というものも見せていただきました。例えば先ほど、そば、

ほうとう作りと説明がありましたが、こちらは現地のおばあちゃんやおばさんに直接指導を受けました。また、そばも水車小屋でひくのですが、こちらは地元から無料で貸していただいているそうです。事務局が日ごろから現地との交流を深めて、そういった環境を作り上げてきたということが改めてよく分かりました。2日目の晩には、現地の方々が子どもたちにソーラン節を踊って見せてくださりまして、子どもたちにとってもこの2泊3日というのは特別な経験ができたのではないかと感じました。実は、藤沢市の子どもと他市の子どもの参加がありまして、これに関しては、今後藤沢市の税金をはたして他市の子どもにという異論が出る部分だとは思いますが、私自身はこの八ヶ岳体験教室が湘南地域において子どもたちの教育施設として、今後も大きな役割を果たせるのではないかと強く感じています。また不登校の子どもに関しては、自分の足では行かれないけれども市の行事なら参加できるとか、他市の行事ならば参加できる、県外なら行かれる、そういったケースもあります。藤沢市の子どもだけではなく、また、今後藤沢の子どもが他市の企画でお世話になることがあるかも知れませんが、そういったすべての子どもたちの将来へのステップアップのきっかけとなるような体験活動として、続けていただきたいと思えます。最後に、文教大学の適応指導教室のマザーアースですが、大学生の献身的な努力で子どもたちが愛情を受けて伸び伸び成長していく姿を見ました。改めて藤沢市の適応指導教室との連携なども考えていただければ、より多くの子どもを学校復帰させることにつながっていくのではないかと思います。

小澤委員長

先ほど4つの課題があるとの説明がありましたが、今後、教育委員会だけではなく、学校と両輪になってどのように解決していくかということを考えていただきたいと思えます。来年度、キャンプが開催されるようでしたら、学校と連携をしながら案をまとめていただきたいと思えます。

それでは、この報告を終わらせていただきます。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小澤委員長

それでは委員の方で、前回の会議から今日までの間で報告事項がございましたらお願いいたします。

阪井委員

1月7日に秋葉台公園球技場の人工芝完成式典に出席させていただきました。当日は、とても天気が良かったこともあり緑が青々としておりました。人工芝と聞いておりましたが、ゴムチップと砂が入っているということで弾力があり、歩かせていただきましたけれども素晴らしい球技場が完成したことを確認いたしました。このグラウンドはJFAの公認も受けるということで、藤沢市の中から素晴らしいサッカー選手、ラグビー選手が

輩出されることを願っております。また、1月9日に二十歳の集いにも参加させていただきました。今年度も14人の実行委員会の企画の下に、素晴らしい二十歳の集いだったと思います。5人の代表が決意表明をされましたけれども、たくましく成長していくお子さん達の姿を見て、嬉しく、また、将来が楽しみだと思いました。ただ、その中で一つ気になりましたのは、国歌斉唱の後に市歌の斉唱がございます。国歌斉唱の時には声が聞こえてくるのですが、市歌になると声が聞こえてこないというところを聞いて、子どもたちが市歌を学校でどのように歌っているのか、現状が分かれば教えていただきたいと思います。素晴らしい歌なのに歌えないのはどうなのか、気がかりになりました。いずれにしても、3,903人の成人の新しい旅立ちに心がワクワクいたしました。

吉田教育総務部参事 市歌につきましては、中学校の藤沢市音楽会では幕開けと同時に演奏をする学校が決まっており、そこで歌いますので中学校では少しは歌えるのではないかと思います。小学校では、かつて鼓笛パレードという行事があった時代に、必ず市歌を演奏するという状況がありましたので歌ってはいたのですが、その後、なかなかチャンスがありませんで、学校での指導はおそらくなされていないかと思います。

阪井委員 私も出身が藤沢市ではありませんので、一緒に歌えるようにしていきたいと思います。素晴らしい歌だと思いますので、子どもたちが心のふるさととして思えるようにするためにも、市歌は歌っていききたいと思います。  
÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小澤委員長 それでは、今回の会議の期日を決めたいと思います。今回は、2月16日（木）午後3時から傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階第1会議室において開催するという事でいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

小澤委員長 それでは、次回定例会は2月16日（木）午後3時から、森谷産業旭ビル4階第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。

ありがとうございました。

午後3時49分 閉会